

## 第6期 第4回 練馬区循環型社会推進会議（発言要旨）

日時、場所	平成23年1月17日（月） 午前10時～12時 本庁舎5階 庁議室
出席者	出席委員 13名 山谷委員、庄司委員、杉山委員、岩崎委員、岩橋委員、金子委員 長井委員、松島委員、高橋委員、秋山委員、竹石委員、大野委員 市川委員
	区側出席 7名 環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃管理課長 資源循環推進課長、練馬清掃事務所長、石神井清掃事務所長
	傍聴者 なし

- 1 練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画素案について
- 2 その他
  - (1) 練馬区第3次一般廃棄物処理基本計画名称案募集について
  - (2) 委員報酬支払方法の変更について

### 議 事 内 容

会長

定刻になりましたので、第4回練馬区循環型社会推進会議を開催いたします。年も明けておりますので、新しい気持ちで審議を続けてまいりたいと思います。

本日の議題は、第2回の循環型社会推進会議で審議をした第3次一般廃棄物処理基本計画素案の継続的な審議を行います。今日で素案の検討を終えて区民の方々に意見を伺うことになっています。

本日の資料について、事務局から説明をお願いします。

資料について清掃管理課長が説明した。

会長

それでは、質疑応答に入りたいと思います。

委員

31頁に新たな資源回収の検討を進めるとか、17頁にも経済的インセンティブを活用した再生利用の推進ということが書いてありますが、昨年12月の日本経済新聞にペットボトルの新しい回収の仕方が載っていました。練馬区はペットボトルについては街区路線で回収していますが、例えば商店街連合会で空き店舗を活用し、そこにペットボトルを回収する機械を置いて、お客さんにインセンティブが働くような新しい技術を取り入れた回収の方法ができればいいと思います。

清掃管理課長

区内のスーパー等では自主的に店舗内に機械を置いて、そこに区民の方がペットボトルを持ち込むと、そこで細かく碎かれるというシステムを導入している店舗もあります。区で行っている街区路線回収だけでなく、事業者が行ういろいろな回収方法も今後出てくるのではないかと思います。

様々なアプローチの仕方があって、その中で区が行うもの、事業者が行うもの、そして地域が行うものいろいろな形を複層的に使って、できるだけごみにならない方法がとれるといいと思います。

#### 委員

今の委員のご提案、あるいは考え方、それに対する区の回答、それに関連して商店街の活性化というのは、練馬区にとって今後の発展を考えると欠かせない重要課題です。景気対策の一環として練馬区内共通商品券を導入していますが、この空き店舗の有効利用は練馬区全体で考える大きな課題です。

家庭から出るごみの中で、資源化できるものに対する集積体制は決して十分ではありません。生ごみや資源化できるごみ、例えば古着、ペットボトルについて空き店舗を利用することは、商店街の活性化ということも含めて、集積所をさらに増やしていくことはごみの収集効率化という点でもプラスな提案です。是非、商店街に協力を得て、区としても縦割り行政ではなく、むしろ環境部が積極的に商店街の活性化に加わっていくというスタンスで今後取り組んでいただければ、ごみの資源回収が有効に進むのではないかと思います。

#### 環境部長

今、委員から区の商店街振興が大きな区政の課題だというご指摘をいただきました。商店街振興部門も独自の計画に基づいて様々な取り組みをしていますが、私ども環境サイドでも集積所の問題もそうですが、一般廃棄物処理基本計画の中で示しているように色々な取り組みを行います。

その際に区長は、それぞれ縦割りでするのではなく、横ぐしを通した行政を展開しろと言います。ぜひとも商店街振興部門と空き店舗だけではなく、今、農業部門との連携も検討していますので、そういう面も含めてさらに取り組みを強化しなければいけないという認識を持っています。

#### 委員

大型スーパーですと協議が簡単に進んでしまうので、そちらが優先になるということはよく分かりますが、地元の商店街振興という観点から検討をお願いします。

それに関連して、23頁の紙パックについて4月から集積所での回収を実施すると書いていますが、今までは、可燃ごみに出したり、回収協力店に持って行っていますが、この辺について各集積所にネットのようなものを設置するのかどうか具体的にお話いただきたい。また、それに関連して、今後の区民への周知徹底ということについても説明をお願いします。

#### 清掃管理課長

現在、古紙回収を週1回集積所で行っています。この古紙の品目に紙パックが加わります。今は新聞、雑誌、段ボール、その他の紙という分け方になっていますが、それに紙パックが入るということで、週1回集積所で回収します。今までは、拠点回収だけでしたので、これからは区民の方が出しやすくなると思います。今後は周知活動を行って紙パックについても資源として出していただきたいと思っています。

#### 委員

23頁の乾電池の排出方法のところですが、私は区立施設で回収しているので、図書館に持っていきます。電池回収容器には、ボタン型電池はだめと書いてあり、具体的にはどうするのか以前聞いたところ、業者が回収しているとのことでした。ではどこで回収しているのか誘導の方法は何も書いていないので、処理に困るのです。最悪の場合は構わないから入れてしまえということにもなりかねないので、具体的にこうしてほしいという形での誘導が必要だと思います。

一般廃棄物処理基本計画を全部読んできまして、内容としては大変もったもなことだと思います。そこで3頁の廃棄物の分類のところでは分からないところがあります。廃棄物が産業廃棄物と一般廃棄物に分かれていて、産業廃棄物の下に段別れして特別管理産業廃棄物があり、一般廃棄物の下にも同じく記載があります。これが具体的に何を意味するのかということと、対象とする廃棄物のところで資源物も対象になるとありますが、この資源がどの辺りに位置づけがされているのか、家庭系、事業系、それぞれに関連するのかとは思いますが、再度説明をお願いします。

対象の廃棄物は、区内で発生および処理する一般廃棄物は当然だと思いますが、区外で発生し、かつ区外で処理されるものだけは除き、それ以外の一般廃棄物は全てこの計画の対象であると考えていいですか。

清掃管理課長

まず、特別管理廃棄物は、例えばPCBや法律等により特別に管理しなければいけないと指定されている廃棄物のことです。それから、「区以外の者が処理する一般廃棄物についても対象になります」と記載していますが、この「区以外の者」というのは業者のことです。区で集めるといのは、区が収集しているものですが、それ以外に区内にも廃棄物を回収する業者がいます。車で言うと、白と青の車が区集の車で、全体が青い車は一般廃棄物等の許可を得ている業者です。その業者が、区以外の者が処理する一般廃棄物についても対象になりますという記載です。

例えば、事業所や会社、工場等で廃棄物が出ます。それを集めているのが、許可を持っている業者ですが、その廃棄物も一般廃棄物であれば、基本的に東京23区の場合は1区だけで処理をしていないので、23区内の清掃工場や埋め立て処分場に持ち込まれます。それについては、区の管理下にあり、この一般廃棄物処理基本計画の廃棄物の対象になっているというものです。

その他に、産業廃棄物は全く違う枠組みで、組成で分かれているわけではなく、プラスチックといっても一般廃棄物である場合も産業廃棄物である場合もあります。それは、事業活動に伴って出ているもので、品目で指定されているものは産業廃棄物になります。工場等からプラスチック製のごみが出ると、これは産業廃棄物になります。

一般廃棄物の中には事業系の一般廃棄物と事業系以外の廃棄物があり、一般廃棄物といわれるものについては、全部この計画の中で区が関与するという事です。ただし、収集や処理については全部区が行うということではありませんという記載です。

会長

ボタン型電池や二次電池のルートについてはいかがですか。

清掃管理課長

区立施設や回収協力店に設置している乾電池回収ボックスのことだと思います。これについては今後、乾電池以外についてはどこへ持っていったらいいかという情報の提供の仕方について検討します。

会長

電器店等で自主的に回収しているところも結構ありますが、区民によく知られていないということがあります。やはり区報で知らせるということが重要です。

副会長

私が気になっているところは、言葉の使い方、定義についてです。同じものが、ごみ、資源、資源物と三つの言葉が使われています。この関係をどこかで整理をした方がいいのではないかと思います。

委員が指摘された3頁のところは、廃棄物の定義を区分しておりこれ自体は間違っていないと思いますが、ただ処理体系の中では、ごみと資源物は分けているのでその意味を補足した方がいいかと思います。

それと言葉の点では、区の清掃・リサイクル施設として、清掃事務所、清掃事業所、それからリサイクルセンター、中間処理施設と幾つかありますが、清掃事務所と清掃事業所の違いが何も書いていません。資源循環センターについてはどういう仕事をするのが解説されているので、そういうことも書き添えた方がいいかと思います。

#### 清掃管理課長

最終的に製本する段階では用語解説がつきます。ただ、ご指摘がありましたようにそこをどう見なければいけないかという表示がないので、折り込めるものについてはその箇所、あるいは用語解説にする場合は、そちらに記載するようにしたいと思っています。

#### 委員

区の役割について期待したいことがあるのですが、昨年、廃棄物処理施設に見学に行った時に気がついたことです。コンビニエンスストアで出されたペットボトルは、ラベルやふたが分別されていませんでした。それを誰が処理しているかというと、高齢者の方が分別していました。

区民の方はそういうことは知らないと思います。きちんと分別をしないと手作業で不適物を取り除いているということを、区民に周知をすれば自分も気をつけなければいけないという気持ちになると思います。

#### 清掃管理課長

区の役割の中で、積極的な情報交流や普及啓発ということを書いています。どのように行われているかという情報を発信していくことは、極めて重要なので積極的に進めていきたいと思っています。

#### 委員

34頁の発生抑制の推進のところ、(仮称)練馬区環境管理実行計画に基づく発生抑制とありますが、この内容はどのようなものですか。

#### 環境課長

こちらに記載している庁舎等区立施設での発生抑制ですが、練馬区の事務事業に係るごみの排出抑制をしていくということです。今般、仮称ということで記載していますが、練馬区環境管理実行計画は、事業者としての練馬区役所がどのようにごみの抑制、リサイクルに取り組んでいくかというものです。

背景となっているのは、温暖化対策法の改正、それから省エネ法の改正、こういう中で特にエネルギー管理やCO<sub>2</sub>の排出抑制が軸になりますが、ごみの排出量などについても区としてきちんと計画を作って取り組むということです。

また、計画の中でその結果について確認をし、改善をしていくという内容です。区の事務事業に関する実行計画と理解をしていただければと思います。

#### 会長

これに関連して、その目標を立てて実行し、その達成状況や進行管理のチェック体制は、どのようになっているのか説明していただけますか。

#### 環境課長

(仮称)練馬区環境管理実行計画は、練馬区の環境マネジメントの一端を担うものです。環境管理につきましては、区長をトップとする環境管理推進本部で計画を立て、実施状況を確認しその結果について、区民の皆様公表していくことを規定しています。

#### 委員

わかりました。私が申し上げたいのは、区は最大の事業者ですので、率先垂範してやっていくことを、もっとアピールしてもらいたいという趣旨です。

委員

30頁の重点的取り組み項目の項目1の3)の中に、町会・自治会と連携とありますが、今、町会・自治会に加入していない世帯数は大変多いです。そこで考えられるのが、子ども会、老人会それから自主回収しているNPOもあるので「など」という記載をすれば言葉二つですが、色々な要素がこれから出てくるのではないかと思います。

清掃管理課長

ご指摘のとおり「など」を記載したいと思います。

委員

先ほどペットボトルのラベルの問題が出ましたが、自動販売機のところでそのまま回収されているペットボトルはラベルを付けたままです。自動販売機の数は一見区全体で見るとかなりの量になり、この辺を今後考えていかないと、この問題は単に区民に協力を求めていくだけでは、解決し得ないのではないかと思います。

会長

これについては、日本容器包装リサイクル協会ではキャップについては取るということになっていますが、ラベルについては自治体によって対応が違いますが、練馬区はどうでしょうか。

清掃管理課長

練馬区は容器包装プラスチックの回収をしているので、キャップとラベルは容器包装プラスチックに出してもらい本体のみをペットボトルの回収の日に出してもらっています。

自動販売機については区で回収していないので、キャップやラベルが付いていても事業者がきちんと処理をすることになっています。

会長

前回の施設見学会でも、比重選別機で簡単にフィルムは選別できるような感じを受けましたが。

委員

基本的にラベルが付いていてもいいということですね。

会長

難しいところで、議論が分かれるところです。

清掃管理課長

区は、今、ペットボトルを事業者に買い取ってもらっています。その事業者がどういう形のものを望んでいるかということですが、現在、練馬区は、キャップとラベルを外して資源として出してくださいということになっています。特にキャップが付いていると圧縮したときに破裂して危険です。

びんも缶も紙も全部混ぜて巨大な工場に持っていけば、分別してリサイクルできないことはありませんが、混ぜてしまえば後処理でエネルギーを使うので、その意味では練馬区としては各家庭できちんと分別してもらう方法をとっている状況です。

委員

32頁の重点的取り組み項目の項目5ですが、家庭ごみ有料化の検討ということが、急に出てきていますが、これが重点的項目に設定された理由や背景について聞かせてください。

#### 清掃管理課長

有料化や経費の負担については、すでに国でも平成17年ぐらいから積極的に取り組むべきであるという方針を出しました。全国的にも全自治体の半分ぐらいが有料化に取り組んでいる状況です。東京でも23区においては、まだどこも実施していませんが市部では有料化が進んでいます。

そういう中で、ごみ減量の話が出るたびに、住民からもきちんと分別してごみを減らしている人の負担とごみを減らさないでたくさん出す人との負担が、今は税という形で同じというのは不公平だという指摘があります。

市部においての経費負担の方法は、出す量に応じての袋だし有料化という方式をとっています。たくさん出す人は、袋をたくさん買わないといけない。しかし、きちんとごみを減らしている人は、それなりの負担で済むというインセンティブ効果によってごみ減量が進むだろうという議論が、このところ大分広がってきています。

この循環型社会推進会議にも負担のあり方について区長から諮問が出ていますので、今回の計画期間で何らかの方向を出していくべきということで、ここに記載をしています。

#### 委員

家庭ごみの有料化の検討については、以前この循環型社会推進会議でも議論しましたが、確かに一時的にごみは減ると思います。しかし、すぐにもとに戻ってしまうだけで有料化に早急に取り組むことは避けた方が無難だと思います。練馬区としては経費の負担は少なくなると思いますが、区民に周知して適正に行った方がいいと思います。

#### 清掃管理課長

そのとおりです。これから検討に入るということで、その中でいろいろな意見が当然出てくると思っています。リバウンドについても全国的な調査が必要です。有料化という言葉だけが走りますが、方法については時間をかけて検討していきたいと思っています。

#### 会長

リバウンドについてですが、1990年代の時期にはレアなケースでしたが、ごみが増えている時期がありました。有料化の料金の制度ですが、制度によって年間一定枚数を無料で配布した場合には、リバウンドが起こることがありました。しかし、単純従量制の場合は、2000年以降リバウンドが生じたケースは余り聞きません。

#### 委員

実際に有料化した自治体で、現在もリバウンドがあるという話を聞いています。

#### 会長

そのリバウンドをどのように定義するかにもよると思います。確かに実施した翌年度はすごく減ります。それよりも若干ということなのか、それとも有料化をする前年度並みに増えてしまったということでしょうか。制度設計をきちんとすれば、リバウンドが起こることはほとんどないです。

#### 委員

私が一番心配しているのは、不法投棄です。昨今条例が改正され、PRを徹底することによりタバコのポイ捨てが非常に減りました。せっかく街がきれいになりつつある過程で、わずかな負担から不法投棄が増えてしまう実情を十分調査をする必要があると思います。

#### 会長

むしろ有料化で懸念されることの最大の項目は、不法投棄と言われています。ここは、きちんとや

らないといけないことなのかもしれない。

#### 委員

今までも区報等で区民1人あたりの処理経費については周知されていますが、こんなに税金がかかっていることをより知らせる必要があると思います。有料化の問題は、生活保護を受けている方、高齢者の問題等、いろいろとあると思います。

何年も前からこの議論はありますが、まだまだ私たちの出し方次第では、有料化は何年も先になると言い続けています。毎日少しでもごみを減らしていく方向で、市民レベルでやっていくことが必要だと思っています。

それから、先ほどのペットボトルの件ですが、すべて区がやることは難しいと思います。集団回収の中にペットボトルを回収する事業者の方もいますが、ふたやラベルは外していません。リサイクル活動を行っているボランティアの方々がふたやラベルを外すことはできるので、区のほうでも回収事業のこれからのシステムの一つとして考えていただきたいと思っています。

#### 清掃管理課長

有料化のことはこれから議論をして、皆様からいろいろな意見をいただきたいと思っています。そのためには、データも必要であり、すでに実施している自治体に視察に行くことも必要だと思っています。すぐに実施するというものではありません。

それから集団回収を行っている業者の方にペットボトルを回収してもらおうという件ですが、回収を行ってもリサイクルするルートがありません。古紙やびん等についてはその市場のルートが来ていますが、ペットボトルについては新しい品目ということもあり、取り扱っている業者がいませんがこれは今後の課題だと思っています。

#### 委員

今までの話と少し違いますが、21頁のところの粗大ごみの収集で資源循環センターが開設し、持ち込みができるようになるかと聞いています。持ち込んだ時の料金の問題や、今までは使わなくなった家具を下見して無料で引き取ってもらっていましたが、今後、持ち込んだ時に再利用できる物が降ろすときに壊した場合はどうなるのか、その辺りの対応について教えてください。

#### 清掃管理課長

資源循環センターが昨年11月に開設し、すでに持ち込みが開始されています。仕組みとしては、今までどおり粗大ごみ受付センターに申込みをし、その時に「持ち込みます」と言うと持ち込みの案内がされます。金額は、大体30%から50%引きになります。

11月分の収集状況を見ると、粗大ごみ全体の9.2%ぐらいが持ち込みになっており、需要はあると思っています。持ち込みされたものについては、その場で荷下しをするので基本的には壊れることはありません。

#### 委員

二点お聞きします。一点目は、30頁の重点的取り組み項目と関連して、毎年実施される内容もあると思いますが、項目によっては10年の計画期間の間に特定の年度で取り組むものもあると思います。その辺りのスケジュールを教えてください。

もう一点目は、同じく重点的取り組みの項目4のところですが、事業系一般廃棄物の収集・運搬の許可業者への委託を進めていく考えなのでしょうか。23区以外の多摩地域では、全く事業系ごみは収集しないで量が少なくても委託してもらおうという自治体もありますが、練馬区もそのように考えているのか、それとも少量の場合は、今の事業系有料ごみ処理券の貼付を徹底する方向で考えているのかを補足で説明していただきたいと思っています。

#### 清掃管理課長

まず重点的取り組みの計画のスケジュールですが、基本的にはそれぞれ数値を毎年確認し評価することになっています。例えば、項目2のリサイクルセンターについては、練馬区長期計画で平成26年までと記載していますが、年次が記載しているものはそれまでに目標として達成するようにするというものです。それ以外のものは、継続的にローリングですので毎年数値を確認して継続していくものです。

それから、事業系の一般廃棄物ですが、今現在も一定量以下の場合は区で回収しています。ただ、量的な問題や実際に事業者の方がどのくらいきちんと有料ごみ処理券を貼付しているかという実態については、なかなか把握できません。

23区内には事業所からごみを収集する業者の方もたくさんいます。事業者によっては、専門的な業者に回収させるべきではないかと考えている方もいます。区が排出指導をする中で区集に出すのではなく、事業系の廃棄物として収集・運搬許可業者に回収してもらおう方が望ましいものについては、指導をしていくということで、今回方向性を出しました。

#### 副会長

リサイクル推進計画の中で、「検討」としているところが何箇所かあります。今の事業系ごみについては有料化のところもあります。この計画は10年先を見通した計画として位置づけられていますが、検討ということは、10年間検討することではないと思います。検討をしてそれを踏まえた結果、必要なものについては具体化していくということだと思いますので、表現として少し工夫する必要があると思います。

それから事業系ごみについて、事業者責任という場合には排出者としての事業者責任なのか。許可業者の意味合いが含まれている時もあります。事業系ごみはきちんと整理をされずに施策の中でも体系化されているように思います。

事業者の責任というのは、事業者自身で処理まで含めてやらなければいけない部分がありますが、そのところが余り考えられていないような形なのです。特にリサイクルの場合は、それがより強化、徹底しなくてはいけないわけです。

例えば、食品リサイクル法は今大きな課題になっています。大手の事業者はほぼ食品は任務を達成していますが、中小の事業者はほとんどされていない。従って、全体としては3割ぐらいしか目標が達成されていません。その場合の区内の中小の事業者の食品リサイクルをどうするのか。すぐにシステムを作ることは難しいですが、具体的にイメージできるように項目だてをして計画に載せることは処理まで含めて責任があるということをはっきりさせるという意味でも、書き添えてもらえればと思います。

#### 清掃管理課長

事業者の項目については、大きくとらえるという意味で役割のところにある程度記載をいたしました。事業者の役割の中に、発生抑制、再使用、リサイクル、適正処理という項目を挙げていますが、当然、事業者に対しては排出元ということで事務所等を含めて立ち入り調査の権限もあります。

例えば千代田区、中央区、港区では、区集で事業者のごみをほとんど集めておらず、事業者と直接契約をしてごみを出しています。

練馬区では90%以上が従業員30人以下の中小の事業所で、小売店がほとんどです。ただ、商店街では何店かまとめて業者に来てもらうということをしているので、今回重点的取り組みの中に事業者の項目が入ったのは、重点的取り組みの中で把握をして行くということです。

#### 会長

項目5のところの検討はいかがでしょうか。この循環型社会推進会議で来年度から検討に入るわけですが、このことはまさに議論の検討状況、その結果の公表ということでよい気がしますが。

#### 清掃管理課長

検討というのは、この計画自体が概ね5年で改定をするということで、5年の時点で既に検討が終わってれば、検討という項目がなくなり実施の方に変わってきます。

#### 委員

16頁のところ、家庭系可燃ごみの中に生ごみが占める割合が47.4%ということですが、関町リサイクルセンターでは、以前から生ごみの堆肥化をしています。区でもコンポストや生ごみ処理機の助成を行っていますが、それとは別にこれからの課題として資源回収ということも念頭に置いていく必要があると思います。

生ごみがメタンガスでガス化することは、いろいろな企業もやっています。遠い未来は生ごみも資源化の方向で進めればよいと思います。練馬区だけでなく東京二十三区清掃一部事務組合でもそのような形でやっていければと思います。

#### 会長

取り組みを強化してほしいということですね。

#### 委員

私も一つ提案です。以前にも区報について申し上げたことがありますが、IT化して紙の発生を抑制できないかということ、この10年間のスパンで取り組んでいただけたらと思います。

#### 環境部長

広報のIT化の話をしていただきましたが、区民の皆さん、あるいは議会等では、紙ベースで出すことについては大事であるという意見があります。すべての方がパソコンをお持ちではありません。区民施設にはほとんど置いてありますので、そこで見ればいいのではないかという議論もあります。ホームページでの周知は昨今、非常に活用されていますが、完全にこの10年間で区報をIT化することは少し厳しいかなという認識を持っています。

ただ、今のご意見はもっともですので、これについては広報の部署に伝えさせていただきます。

#### 委員

先ほどの3頁の図表を見ながら感じたことですが、法律で産業廃棄物と一般廃棄物で分けている。その次に一般廃棄物も家庭系と事業系で分けています。法律を作った当時はこれでよかったのですが、今は中間的な、特にボランティア活動から出てくるごみは家庭系ではない、では果たして事業系なのかという問題も含んで、学識経験者の意見を聞かせてください。

それから、区報のIT化については反対です。

#### 会長

自治体によっては、ボランティア清掃活動から出るごみについて1項目設けているところもあります。確かにおっしゃるとおりだと思います。

#### 委員

今の区報のIT化の件ですが、今は新聞を取らない方が非常に増えているので、区報を配布しても見ていない方が非常に多い。その辺りをどういう形で区報の内容を伝えられるのかを考えていただければ、かなり改善されるのではないのでしょうか。

#### 環境部長

新聞を購読していない方には、希望があれば広聴広報課から直接郵送するシステムになっています。

また、公共施設や駅も含めて配布部数を増やすということも一方であります。それと同時に電子媒体の活用も今後10年間の間には、いろいろと出てくると思います。私ども清掃行政だけでなく区全体に関わる話なので、多岐にわたるご意見が出たということは伝えさせていただきます。

副会長

一つお聞きしたいことがあります。環境負荷の評価を今回の計画で入れたことは、大事なことで良いと思います。ごみ量によるCO<sub>2</sub>の発生はカーボンニュートラルの問題で、可燃ごみも含めた清掃工場で燃やした可燃ごみ全部を対象にしているのですか。それともプラスチック系の焼却量だけを対象に数値的に分けてあるのかを確認したかったです。

清掃管理課長

42頁に示しているように環境負荷の低減の評価として(1)と(2)があります。(1)は、容器包装プラスチックの分別収集により二酸化炭素の削減量の評価を、具体的に80年生のスギ林の二酸化炭素の吸収量を換算した場合の計算をしています。

(2)は、ごみ減量の評価ということで、例えば可燃ごみを29.6kg減らした場合には、二酸化炭素がどのくらい減ったかという数値を出しています。ごみを減量するとこれだけ二酸化炭素の量が少なくて済むという二つの評価指標を設けて計算する方式をとっています。

副会長

わかりました。一つの計算の仕方で間違っているということではないと思いますが、カーボンニュートラルの問題を意識した説明は加えた方がよいと思います。

会長

おそらくバイオ関係のカーボンニュートラルということでカウントしていないのかもしれませんが、少しコメントを付ければよいかと思います。

第2回から引き続いて皆様から意見を頂きました。この循環型社会推進会議での意見を踏まえ、若干の手直しを加えて、区で計画を策定するという事です。ご承認をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【異議なし】

会長

この計画素案については、パブリックコメントの手続きに入ることになります。パブリックコメントの結果、区民意見を踏まえて次回の循環型社会推進会議でさらに検討を重ねて最終的な計画に持っていくことになります。

それでは、次第のその他について事務局から説明をお願いします。

その他の(1)～(3)について事務局から説明した。

会長

それでは、これで第4回循環型社会推進会議を終了いたします。次回は、3月11日午前10時からですのでよろしくをお願いします。